



**Q**

観光業を営んでいます。新型コロナウイルス感染症の影響で観光客が減少し、売上げが大きく落ち込み、資金繰りが悪化しています。新型コロナウイルス感染症の発生拡大に伴い経済情勢が悪化しています。非常に厳しい経営環境の中で、多くの事業主が事業継続に不安を抱え、売上げが大きく落ち込み、資金繰りが悪化しています。

**A**

新型コロナウイルス感染症の発生拡大に伴い経済情勢が悪化しています。非常に厳しい経営環境の中で、多くの事業主が事業継続に不安を抱え、売上げが大きく落ち込み、資金繰りが悪化しています。



### 労働保険料の納付猶予措置

通常、労働保険料は比較して2分の1を超す年度初めに前年度の確定する赤字となった場合、労働保険料・当年度の概算保険料を申告し、7月10日(額によって3ヶ月の分納)を納期限として、納付することになっています。災害等やむを得ない事情で労働保険料等を一時に納付できない場合は、一定の要件のもと1年の範囲内で納付の猶予が認められます。(特別な事情がある場合は最長3年間) 納付の猶予が認められる主な要件として、①災害により財産に相当な損失を受けた場合、②事業を休止した場合、③事業に著しい損失を受けた(例えば前年と比べて) 比較して2分の1を超す年度初めに前年度の確定する赤字となった場合、労働保険料・当年度の概算保険料を申告し、7月10日(額によって3ヶ月の分納)を納期限として、納付することになっています。災害等やむを得ない事情で労働保険料等を一時に納付できない場合は、一定の要件のもと1年の範囲内で納付の猶予が認められます。(特別な事情がある場合は最長3年間) 納付の猶予が認められる主な要件として、①災害により財産に相当な損失を受けた場合、②事業を休止した場合、③事業に著しい損失を受けた(例えば前年と比べて)

鳥取労働局総務部労働保険徴収室 電話0857-29-1702  
 助成金に関する問い合わせ 職業対策課 電話0857-29-1708